

東京消防庁職員任用規程の一部改正及び採用選考に係る  
実施権限の委任について

標記の件について、東京消防庁消防総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認し、採用選考に係る実施権限を委任する。

記

- 1 改正事項  
消防吏員の再採用制度導入に伴う改正及びその他所要の規定整備
- 2 改正内容  
改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日  
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 採用選考に係る実施権限の委任  
包括・全部委任とする

# 東京消防庁職員任用規程の改正概要

## [改正事項 1] 再採用制度導入に伴う改正

### 【内容】

- 東京消防庁の消防吏員を定年前に退職した者を再採用する制度を導入するため規定を整備する。

### 消防吏員の採用の基準及び方法（再採用）

採用基準	国籍	日本国籍を有する者
	年齢等	次のいずれにも該当する者 1 定年年齢未満の者 2 東京消防庁を退職し、消防吏員として在職していた最後の日から10年以内の者 3 東京消防庁で消防吏員として継続して5年以上の勤務年数を有する者
	身体	普通採用と同様の基準 (身長、胸囲、体重、視力等)
採用方法	選考	経歴、資格、業績等の審査、論文試験、面接考査及び身体検査
採用時の階級及び職級		退職時と同階級及び同職級以下とする。
備考		採用区分は退職時の区分とする。

### 【理由】

- 少子高齢化の中で人材の確保が困難となる中、東京消防庁での勤務経験を活かした即戦力となる人材を確保するとともに、多様な働き方を提供できる組織として、更なる魅力を発信していくため、再採用制度を導入する。

### 【施行期日】

- 令和3年4月1日

【内容】

- 各選考委員会の委員等に充てる職を次のとおり改正する。
  - ・採用試験選考委員会及び昇任試験選考委員会における幹事
    - (現行) 人事課人事係長
    - (改正後) 人事部副参事(任用担当)及び人事課人事係長
  - ・再任用選考委員会における委員、幹事、書記
    - 委員… (現行) 人事課長、職員課長及び人事部長の命ずる者
    - (改正後) 人事課長及び人事部長の命ずる者
    - 幹事… (現行) 人事課人事係長及び職員課職員係長
    - (改正後) 人事部副参事(任用担当)及び人事課人事係長
    - 書記… (現行) 職員課職員係長
    - (改正後) 人事課人事係長

【理由】

- 現状の事務分掌を踏まえた規定整備

【施行期日】

- 令和3年4月1日

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般  
消 防 署

東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月 日

東京消防庁

消防総監 安藤 俊雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第3条 消防吏員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の採用の基準及び方法は、<u>別表第1及び別表第1の2</u>のとおりとする。</p> <p>(採用試験選考委員会)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ人事部長、人事課長及び人事部長の命ずる者並びに<u>人事部副参事（任用担当）及び人事課人事係長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>[4 略]</p> <p>(再任用選考委員会)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ人事部長、<u>人事課長</u>及び人事部長</p>	<p>(消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第3条 消防吏員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の採用の基準及び方法は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(採用試験選考委員会)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ人事部長、人事課長及び人事部長の命ずる者並びに<u>人事課人事係長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>[4 同左]</p> <p>(再任用選考委員会)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ人事部長、<u>人事課長、職員課長</u></p>

<p>の命ずる者並びに<u>人事部副参事（任用担当）及び人事課人事係長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>4 再任用選考委員会に書記を置き、<u>人事課人事係長</u>が兼務するものとする。</p> <p>[5 略]</p> <p>（昇任試験選考委員会）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ、人事部長、消防監の階級にある課長並びに<u>人事部副参事（任用担当）及び人事課人事係長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>[4 略]</p> <p><u>別表第1の2（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">消防吏員の採用の基準及び方法（再採用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">採用基準</td> <td style="text-align: center;">国籍</td> <td>日本国籍を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年齢等</td> <td>次のいずれにも該当する者 1 定年年齢未満の者 2 東京消防庁を退職し、消防吏員として在職していた最後の日から10年以内の者 3 東京消防庁で消防吏員として継続して5年以上の勤務年数を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">身体</td> <td>別表第1の身体の款中各項と同じ</td> </tr> </table>	採用基準	国籍	日本国籍を有する者	年齢等	次のいずれにも該当する者 1 定年年齢未満の者 2 東京消防庁を退職し、消防吏員として在職していた最後の日から10年以内の者 3 東京消防庁で消防吏員として継続して5年以上の勤務年数を有する者	身体	別表第1の身体の款中各項と同じ	<p>及び人事部長の命ずる者並びに<u>人事課人事係長及び職員課職員係長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>4 再任用選考委員会に書記を置き、<u>職員課職員係長</u>が兼務するものとする。</p> <p>[5 同左]</p> <p>（昇任試験選考委員会）</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ、人事部長、消防監の階級にある課長<u>及び人事課人事係長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>[4 同左]</p> <p>[新設]</p>
採用基準		国籍	日本国籍を有する者					
		年齢等	次のいずれにも該当する者 1 定年年齢未満の者 2 東京消防庁を退職し、消防吏員として在職していた最後の日から10年以内の者 3 東京消防庁で消防吏員として継続して5年以上の勤務年数を有する者					
	身体	別表第1の身体の款中各項と同じ						

採用方法	選考	経歴、資格、業績等の審査、論文試験、面接考査及び身体検査	
採用時の階級及び職級		退職時と同階級及び同職級以下とする。	
備考		採用区分は退職時の区分とする。	
備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。			

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 人 人 第 1 9 9 0 号  
令 和 3 年 3 月 3 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 消 防 庁  
消 防 総 監 安 藤 俊 雄  
(公 印 省 略)

東京消防庁職員任用規程の一部改正及び採用選考に係る実施権限の委任について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

## 記

### 1 改正の趣旨

少子高齢化の中で人材の確保が困難となる中、東京消防庁での勤務経験を生かした即戦力となる人材を確保するとともに、職員の多様なライフプランに対応したより働きやすい環境を創出していくため、定年前に退職した職員を再採用する制度を整備するものです。

また、各種選考委員会について、現状の事務分掌を踏まえた所要の整備を図るものです。

### 2 改正の概要（別添え参照）

- (1) 再採用に関する消防吏員の採用の基準及び方法の追加（第3条、別表第1の2）
- (2) 採用試験選考委員会に関する所要の整備（第8条）
- (3) 再任用選考委員会に関する所要の整備（第9条）
- (4) 昇任試験選考委員会に関する所要の整備（第15条）

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 採用選考に係る実施権限の委任

改正後は、規程別表第1の2に規定する採用選考に係る実施権限について包括的に本職へ委任くださるよう併せて申請します。

問合せ先

人事部人事課人事係 加藤 大原  
電話 3212-2111 内線 3123 3131